

多久市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 5 日

多久市長 横 尾 俊 彦

多久市条例第 2 7 号

多久市体育施設条例の一部を改正する条例

多久市体育施設条例（平成 2 8 年多久市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中 「東部照明施設 | 多久市東多久町大字別府 3 1 7 0 番地 1  
西溪照明施設 | 多久市多久町 1 7 8 9 番地 4 」

を削る。

第 6 条の表中 「東部照明施設 | 日没から午後 9 時 3 0 分まで | |  
西溪照明施設 | | | 」

を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

1 多久市陸上競技場

区分	使用料（1 時間につき）
全面	8 2 0 円
備考	
1 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。	
2 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとする。	
3 使用時間が 1 時間に満たない場合は、1 時間とする。	

4 使用者が市外居住者又は市外に所在する団体等の場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。

## 2 多久市庭球場

区分	使用料（1時間につき）
1 コートにつき	1 2 0 円
備考	
1 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。	
2 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとする。	
3 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。	
4 使用者が市外居住者又は市外に所在する団体等の場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。	

## 3 多久市アーチェリー場

区分	使用料（1時間につき）
個人使用	2 0 0 円
備考	
1 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。	
2 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとする。	
3 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。	
4 使用者が市外居住者又は市外に所在する団体等の場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。	

## 4 多久市野球場

区分	使用料（1時間につき）
全面	9 4 0 円
備考	
1 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。	
2 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとする。	
3 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。	
4 使用者が市外居住者又は市外に所在する団体等の場合の使用料は、こ	

の表に定める額の2倍の額とする。

## 5 運動広場

東多久運動広場、納所運動広場、東部ふれあい運動広場、南多久運動広場、  
緑が丘運動広場

区分	使用料（1時間につき）
全面	160円
備考	
1 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。	
2 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとする。	
3 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。	
4 使用者が市外居住者又は市外に所在する団体等の場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。	

## 西多久多目的運動広場

区分	使用料（1時間につき）	
人工芝グラウンド	全面	1,600円
	片面	800円
レクリエーション広場	100円	
相撲場	100円	
備考		
1 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。		
2 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとする。		
3 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。		
4 使用者が市外居住者又は市外に所在する団体等の場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。		

## 北多久運動広場

区分	使用料（1時間につき）
全面	480円
片面	240円

備考

- 1 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。
- 2 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとする。
- 3 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。
- 4 使用者が市外居住者又は市外に所在する団体等の場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。

6 体育館

多久市体育センター

区分		使用料
占有使用(1時間につき)	全面	580円
	片面	290円
個人使用(3時間につき)		50円
シャワー室(1人1回)		100円

備考

- 1 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。
- 2 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとする。
- 3 使用時間の算定については、占有使用は、1時間に満たない場合は1時間、個人使用は、3時間に満たない場合は3時間とする。
- 4 使用者が市外居住者又は市外に所在する団体等の場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。

東多久社会体育館、納所社会体育館、西多久社会体育館

区分	使用料(1時間につき)
全面	190円

備考

- 1 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。
- 2 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとする。
- 3 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。
- 4 使用者が市外居住者又は市外に所在する団体等の場合の使用料は、この

表に定める額の2倍の額とする。

南多久社会体育館、北多久社会体育館、緑が丘社会体育館

区分	使用料（1時間につき）
全面	580円
半面	290円
ミーティングルーム	200円
備考	
1 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。	
2 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとする。	
3 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。	
4 使用者が市外居住者又は市外に所在する団体等の場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。	

7 多久市緑が丘弓道場

区分			使用料（1時間につき）	
占用使用	一般	近的	全面	1,640円
			半面	820円
		遠的	全面	980円
			半面	490円
	高校生以下の者	近的	全面	800円
			半面	400円
		遠的	全面	480円
			半面	240円
個人使用	一般	近的・遠的共通	110円	
	高校生以下の者	近的・遠的共通	50円	
ミーティングルーム	1室利用 130円			
備考				
1 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。				

- 2 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとする。
- 3 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(使用料の額に係る経過措置)

- 2 この条例による改正後の多久市体育施設条例別表の1 多久市陸上競技場、4 多久市野球場、5 運動広場 西多久多目的運動広場の使用料の規定の適用については、令和6年度の使用料の額に限り、次の表の左欄に掲げる区分中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

- 1 多久市陸上競技場

読み替える区分	読み替えられる字句	読み替える字句
全面	820円	560円

- 4 多久市野球場

読み替える区分	読み替えられる字句	読み替える字句
全面	940円	600円

- 5 運動広場

西多久多目的運動広場

区分		読み替えられる字句	読み替える字句
人工芝グラウンド	全面	1,600円	1,120円
	半面	800円	560円

- 3 この条例による改正後の多久市体育施設条例別表の1 多久市陸上競技場、4 多久市野球場、5 運動広場 西多久多目的運動広場の使用料規定の適用については、令和7年度の使用料の額に限り、次の表の左欄に掲げる区分中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

1 多久市陸上競技場

読み替える区分	読み替えられる字句	読み替える字句
全面	820円	680円

4 多久市野球場

読み替える区分	読み替えられる字句	読み替える字句
全面	940円	760円

5 運動広場

西多久多目的運動広場

区分		読み替えられる字句	読み替える字句
人工芝グラウンド	全面	1,600円	1,360円
	半面	800円	680円